

平成 18 年 4 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 18 年 4 月 21 日（金）午前 9 時 30 分

2 出席委員

齋藤 道子 委員長
奥寺 康彦 委員
船山 道敏 委員
出光 ケイ 委員
田中 茂 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	小林 繁
管理部総務課長	長澤 潤
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部総合高校担当課長	井上 昭
管理部学校管理課長	高田 利男
生涯学習部長	三塚 勉
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	外川 昌宏
生涯学習部学校保健課長	田嶋 敏彦
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
生涯学習部美術館開設準備室長	原田 光
生涯学習部教育研究所長	渡辺 浩
生涯学習部中央図書館長	濱田 祐治
生涯学習部自然・人文博物館長	林 公義

4 傍聴人

なし

5 議題及び議事の概要

○委員長 開会を宣言

○管理部長 4月1日付の人事異動に伴い、新しく着任した管理職を紹介

○委員長 本日の会議録署名人に船山委員を指名した

議案第28号および議案第29号ならびに議案第30号は人事案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○教育長報告

平成18年3月定例会から本日までの所管事項について報告。

各教育委員の卒業式への出席と挨拶をいただいたことにお礼を申し上げます。

第1回市議会定例会は3月24日の本会議で閉会しました。前回(3月15日)の教育委員会定例会で報告しました、平成18年度予算案が可決されたので、今年度は、これに基づいて事務・事業を執行していく。

4月14日午前中に、市議会教育経済常任委員会・例月協議会が開催され、美術館関係の案件について、報告と説明をした。

第2回市議会定例会に条例を提案予定です。これについては、後ほど詳しく説明します。

3月28日に「美術作品研究等専門委員に対する報酬の支払いについて」違法性があることや報酬額が適正でないことなどを理由に、市に与えた損害額の補填と今後の支出を中止するように求める住民監査請求が出されました。監査期間は5月29日までとなっています。

美術館新築工事の受注者JVの代表社である鹿島建設(株)が、発注の時点で否定していた新潟県での官製談合に関する排除勧告に対して、同意審決を求めたことについて、契約主管部で適正な措置を行なう検討をしています。

本年度から鶴久保小学校と統合となった陽光小学校の閉校式を3月24日午前、陽光小学校の体育館で、校長はじめ教職員や地域の皆さん、多くの卒業生に出席いただいて執り行った。また、平成18年度は、来年度から統合となる桜台中学校と坂本中学校について、校舎間を結ぶ渡り廊下や部室などの新設と、放送や電話、給水などの設備改修を実施して、統合の準備を進めていく。

子どもたちの安全確保ため、全児童に防犯ブザーを配布した。今後、使い方などを学校ごとに指導していく。当初は市費で購入する予定でしたが、新聞社から新1年生分の寄付がありました。また、新1年生のために、損保・金融関係の企業グループから、保険がついた黄色いワッペンと、自動車生産会社から交通安全を願っての蛍光型アームバンドとストップシートを寄贈いただいた。

以上で報告を終わります。

○教育長報告に対する質疑。

(齋藤委員長)

官製談合の影響で美術館の完成予定次期が遅れることはないのか。

(田中教育長)

既に工事が進行していることから、現契約を解約した場合に、他企業が工事を受注し継続することが可能かどうかを含め、契約主管課において慎重に検討している。

(奥寺委員)

黄色いワッペンに付帯している保険の補償は、どの程度なのか。

(田中教育長)

50万円まで補償される。

(出光委員)

美術作品研究等専門委員に対する報酬の基準とはどのようなものか。

(田中教育長)

基準で2種類に分けられている。ひとつは学識経験者の専門委員に対するものとして月額199,500円の範囲内に定められている。美術作品研究等専門委員は、これとは異なり地方公務員法に基づくもので、月額320,000円の範囲内と定められている。

以上で教育長報告に対する質疑は終了した。

日程第1

議案第27号 平成19年度使用教科用図書採択基本方針について

委員長 議題とすること宣言

説明

(学校教育課長)

議案第27号 平成19年度使用教科用図書採択基本方針について、ご説明させていただきます。

横須賀地区が平成 19 年度に使用する教科用図書の採択に当たって、教科用図書採択基本方針を示すものです。基本方針は 1 ページに記載されておりますとおり、「1. 公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。」「2. 児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。」「3. 教科用図書については、次の委員会等の研究調査結果を活用して採択する。」の 3 点でございます。

今年度は、高等学校、特殊教育諸学校の採択替えを行います。小学校と中学校については、19 年度使用教科用図書の需要数報告という事務があるため、事務担当部会のみ開催いたします。採択替えの事務を行う、高等学校、特殊教育諸学校には、採択原案検討委員会、調査専門部会、事務担当部会を設置いたします。

2 ページ目は教科用図書採択原案検討委員会設置要綱です。要綱の内容は昨年と変わるところはありません。教科用図書採択原案検討委員会の委員の任期は、6 月 1 日より 8 月 31 日までといたします。次ページに各専門委員会の構成を示しております。採択原案検討委員会の構成につきましては、採択換えを行う、高等学校・特殊教育諸学校に保護者代表や市民の代表を入れた 31 名をもって組織いたします。調査専門部会におきましても、高等学校・特殊教育諸学校に組織いたします。事務担当部会は、採択替え事務と、採択事務をおこなうため、全ての校種に組織いたします。

次のページをお開きください。日程でございますが、このような日程で教科用図書採択事務を行ってまいります。なお、教科用図書展示会を 6 月 16 日から 6 月 29 日まで、横須賀地区教科用図書センターで開催いたします。情報開示につきまして、採択一覧表を各学校に送付いたしましたら、出来るだけ速やかに、市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。なお、最後のページは、教科用図書採択の仕組みを図で表したものであります。

以上で、平成 19 年度使用教科用図書採択基本方針についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(奥寺委員)

前回と比して採択の仕組みの変更点はあるのか。

(学校教育課長)

変更点はない。

(出光委員)

教科用図書展示会を 6 月 16 日から 6 月 29 日まで開催することだが、閲

覧対象者は誰か。

(学校教育課長)

全市民が対象である。

(出光委員)

例えば高等学校の場合、一教科あたり、おおよそ、どのくらいの閲覧冊数があるのか。

(学校教育課長)

教科により差異があるが、高等学校の場合、国語で 104 冊、数学で 116 冊、英語で 147 冊など、総数で約 800 冊である。もちろん全ての教科書を審議するが、教科ごとの科目に分かれると、対象の冊数は少なくなる。

(船山委員)

昨年は教育委員会定例会前に説明会があったと思うが。

(学校教育課長)

小・中学校は数社から絞り込みをするので、原案検討委員会で、ある程度教科ごとの良し悪しを絞ったうえで教育委員に提示することができた。しかし高等学校は例年冊数が多く、教科によっては 100 冊を超えており相当の時間を要することとなるので、現在説明方法を検討している。また特殊学校や養護学校用の教科書は、生徒の状況に合わせて個別に選択しているので、絞り込みをすることが難しい。

(齋藤委員長)

教科書会社から、採択に関し直接に教育委員へ接触することが、これまで制限されていたが、緩和されたと聞き及んでいるが。

(学校教育課長)

それに関する情報は承知している。文部科学省と公正取引委員会では、教科書採択に関する認識に相違がある。基本的には教科書会社の営業活動であり、国家公務員倫理規程があるから問題ないと思うが、各先生にはきちんとした対応をお願いしたいと考えている。

(出光委員)

800冊の教科書を、およそ2週間で全て閲覧することは難しい。専門分野ごとに、各教科の先生が審査することは可能であっても、一般市民が閲覧を許可されても、実際に実行することは非常に難しいと思う。規定と現実との間のギャップを感じる。高等教育は自由であるという考え方からは、問題があるかもしれないが、同一社が複数の教科書を出しているのであろうから、その段階である程度絞込みをして閲覧に供されたらどうか。

(学校教育課長)

残念ながら6月16日が閲覧の解禁日というのは一律決められたものである。例えば先ほど国語で104冊と申し上げましたが、国語の中でも国語表現Ⅰ、国語表現Ⅱ、古典などと、科目ごとに分類すると、各分野の対象書籍の数は数冊に限られてくる。しかし確かに全冊を閲覧に供すると、相当な冊数があるという印象を与えることは否めない・前は毎日閲覧に来られる人もいた。教科書採択に対する関心は高いものと推測される。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第27号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 日程第2および日程第3ならびに日程第4の審議の前に報告事項を聴取することを宣言

報告事項「学校選択制に関するアンケート集計結果について」

(学校再編担当課長)

本年の4月の中学校入学者に係る「学校選択制に関するアンケート集計結果について」報告いたします。資料の4ページをお開きください。

調査の概要ですが、中学校の学校選択制につきましては、中央ブロックの4校、中央ブロック及び衣笠ブロックの8校での2ヵ年の試行を踏まえ、17年度からは全市の49校で実施し、全市導入の2年目であります。

この全市での学校選択制導入後の検証や課題の整理、また翌年度以降に向けてより充実した制度運営を検討するためにアンケート調査を実施いたしました。

アンケートの対象は、小学校につきましては、本年4月に実際に中学校へ進学する小学校6年生の児童と保護者は、全49校の各校1クラスを抽出し、教員につきましては全49校のうち16校を抽出いたしました。

中学校につきましては、全25校の1年生各校1クラスを抽出し、教員につつま

しては全 25 校のうち 8 校を抽出いたしました。アンケート対象の小中学校は 5 ページのとおりです。

実施期間は、平成 18 年 2 月 3 日から 13 日の期間に行いました。配布数及び有効回答率等をご覧のとおりです。

2 ページの目次をご覧ください。

小学校 6 年生の保護者のアンケート結果は 8 ページから 17 ページに、小学校 6 年生の児童のアンケート結果は 20 ページから 23 ページに、中学 1 年生の生徒のアンケート結果は 26 ページから 30 ページに、教員のアンケート結果は 32 ページから 38 ページに、また、39 ページから 49 ページに参考資料といたしまして調査票原票を、学校選択制の概要及び 18 年度の選択結果を 50 ページと 51 ページに掲載しておりますので後ほどご覧ください。

それでは、アンケート結果の概要について説明いたします。

アンケートは、「小学校 6 年生の保護者」、「小学校 6 年生の児童」、「中学 1 年生の生徒」、「教員」について行っておりますが、属性で共通の項目につきましては、「小学校 6 年生の保護者」のページで説明いたしますが、その他の属性につきましては、恐れ入りますが後ほどご確認ください。

学校の選択状況をご覧ください。学校選択制により学区外の中学校を選択した児童は 322 人で全体に対しては 8.6%でした。なお、前年度は 8.8%、330 人が学校選択制を利用しています。中学校の学校選択制についての支持をご覧ください。中学校の学校選択制についての支持の割合は、保護者では 4 ポイント増加、中 1 生徒では 8 ポイント増加、教員では 3 ポイント増加しています。中 1 生徒の中でも、学区外を選んだ人では 86%の人が選択制を支持しています。不支持の割合は、保護者では 2 ポイント減、教員では 4 ポイント減となっています。

選択できる中学校の範囲をご覧ください。保護者、教員の半数近くが現行のブロック内および隣接学区を支持しており、「市域全体」を望む意見は、保護者で 26%、中 1 生徒で 40%、教員で 12%です。

学校の情報を得た方法をご覧ください。「友人からの情報」「兄弟が通学している」「教育委員会作成のパンフレット」が 30%ですが、実際に選択した人では「友人からの情報」が 61%、「実際に中学校を見学して」が 42%という高い回答です。

学校を選んだ理由をご覧ください。「学校の近さ・通学のしやすさ」「仲のよい友だちと同じ学校に」「地元の中学校」というのが、昨年度同様、上位（5～7割）を占めています。この他、学校選択制で学区外の中学校を選択した人では、「学校が落ち着いていそう」「部活動の状況」「教職員のチームワークがよさそう」というのが 3 割前後あり、特に小 6 児童では部活動を理由で半数近く

が選択しています。

保護者の意識をご覧ください。「以前と比べて関心が高まった」とする人と「もともと学区の学校へ通うつもりで関心はなかった」とする人が、それぞれ4割前後であります。「自分で選んだ中学校であるという意識を持った」人も2割います。また、選択制で学区外の学校を選んだ保護者では、「以前と比べて関心が高まった」と「自分で選んだ中学校であるという意識を持った」人が5割となっています。

小学校6年生の意識をご覧ください。「もともと学区内の学校へ行くつもりで関心はなかった」という回答が半数ありました。一方、「自分で選んだ学校であるという意識が高まった」「中学校への関心が高まった」とする回答も10数%ありました。

中学1年生の意識をご覧ください。「何も変わらない」とする人が4割近くである一方、学校選択制で学区外の中学校を選択した中学生の4割は、「自分で選択した学校であるという意識がある」、また5割は「行きたい学校に通えてよかった」と回答しています。

教員が感じる学校選択制のメリットとデメリットをご覧ください。選択制のメリットとして「保護者・児童の選択の自由度が高まる」とする教員が5割を超え、「通学の利便性を図ることができる」とする教員が4割でした。メリットは「特にない」とする教員は9%で、前年からは4ポイント少なくなっています。デメリットとしては、「学校間の格差が広がる」「生徒指導が広域化し困難になる」「小規模校の過小規模化が進む」「年度によって生徒数が大きく変わる」とする教員多くおり、また、「地域との関係が希薄になる」「通学上の安全確保ができなくなる」という回答もご覧のようにありますが、ほとんどの回答で前年度より低いポイントとなり、制度の理解が徐々に浸透しているようです。

制度の充実のために今後必要だと思ふことをご覧ください。保護者の6割、教員の7割が、「中学校の情報をもっと流す」と回答しています。「中学校の情報をもっと流す」と回答した保護者のうち、7割近くが「学校だよりやパンフレットの配布」を希望しており、教員では6.5割が「中学校で学校説明会を開催する」と回答しています。手続き期間に関して、「1カ月程度に延ばす」や「申し立て状況の途中経過を知らせ、変更期間を設定する」というものが3割前後あります。以上でアンケート結果の概要についての説明を終わります。

アンケート結果からも非常に多くの保護者、教員の意見として、中学校からの情報提供を求められております。そこで、各中学校に対して前年にも増して、あらゆる機会を利用して積極的に情報発信を行うよう要請して参ります。

○質疑

(出光委員)

説明に、学校選択の理由として「学校が落ち着いている」という意見があったが、逆に落ち着いていない学校が存在するのか。また「学校間の格差が広がる」とは、規模以外には学力などを意味しているのか。

(学校再編担当課長)

現実的に荒れている学校というのは存在する。学校間の格差については、各校の受入枠は40人と定めているが、他校を選択する数については枠を定めていないので、他校を選択する児童が増加することによって小規模化が進行する懸念はある。ただし学力についての格差が選択の理由になったとは聞いていない。

(齋藤委員長)

数的な面で学校間格差が拡大する要因は何か。

(学校再編担当課長)

一般的な要因は見えてきていない。むしろ単一クラスの懸念のあった学校が、選択性の導入により解消された事例もある。今後については定かでないが、今のところ学校選択制を根拠とする小規模校化の傾向はない。

(齋藤委員長)

市民の方へのアンケートの開示方法、学校間格差への懸念解消は、どのように考えているのか。

(学校再編担当課長)

アンケート結果は各学校に送付した。教育委員会のホームページにも掲載する予定である。また現在の小学校6年生全員にはパンフレットを送付し周知を図っている。

委員長 他に質問はなく、次の報告事項を聴取することを宣言

『横須賀市の特別支援教育の方向性について（指針）』について

(学校教育課長)

『横須賀市の特別支援教育の方向性について』ご報告いたします。これは本市の特別支援教育の『指針』として位置づけるため、これまで2年間かけて、『心

身障害児教育対策委員会』で審議を重ねる等の経過を経てまいりました。

まず、「I 現状とその分析」について説明をいたします。

4ページにあります「資料1」をご覧ください。これは、ここ数年の特殊教育対象者の変化を示しております。「全国」「神奈川県」「横須賀市」とも、その割合に差はあるものの、いずれも毎年上昇しております。本市の特殊教育対象者の割合が全国や県と比べて低いのは、次のページの「資料2」にある「特殊学級設置率」の低さが原因の一つとして考えられます。

また、その裏面の「資料3」の中ほどにある「情緒障害」をご覧ください。平成12年度から17年度までの5年間に、人数は2倍以上になっております。これは、単なる知的障害ではなく、自閉的な傾向や多動など、障害が多様化していることを顕著に示しています。これらの現状を分析した結果、本市の課題として4つの内容が浮かび上がってきました。それが1ページに記した「(1) 特殊教育対象者の増加」「(2) 障害の重度化」「(3) 障害の多様化」「(4) 保護者の関心の高まり」であります。

そこで本市としましては、これらの課題に対して、4つの柱立てをして特別支援教育の推進に努めてまいります。

一つ目の柱は、「豊かな学校生活を支える人的な支援」です。具体的には、これまで各学校でご利用いただいている「特殊学級介助員」や「教育支援臨時介助員」等の在り方をさらに検討し、制度の充実を図ってまいります。

二つ目は「教職員の専門性や指導力の強化」です。これは、各学校の「特別支援教育コーディネーター」を中心とした特別支援教育体制を構築し、そこに、市立ろう学校、養護学校の地域支援のノウハウを合わせることで、更なる強化を図ってまいります。

三つ目の柱は「特色ある学校作りにむけた施設・設備の充実」です。ここでは「特別支援教室」を含めた特殊学級の全校設置を目指しています。新たな法律は、本年6月に成立し、平成19年4月より施行される予定ですが、本市としては、すべての学校にあるべきとされる「特別支援教室」の趣旨をくみ取り、全校設置を目指してまいります。

最後の柱となる「子どものライフステージに応じた支援体制の構築」につきましては、平成14年度から取り組みが始まった「相談支援チーム」の活動をさらに活発化させることで対応してまいります。

以上4点を柱に、本市の特別支援教育を推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 質問はなく、次の報告事項を聴取することを宣言

美術館の設置に関する条例素案について

(美術館開設準備室長)

先月の教育委員会定例会で、美術館の設置に関する条例の素案について説明させていただきましたが、その後、市議会にて報告いたしましたところ、この素案に対して厳しいご意見、ご指摘がございました。また、パブリック・コメント手続きにより市民の皆様から、さらには美術館活動検討委員会から貴重なご意見をいただきました。

これらのご意見を踏まえ、見直しを行いましたので、本日あらためて変更した部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。

なお、パブリック・コメント手続きと美術館活動検討委員会からいただいたご意見は、参考資料として添付しております。また、美術師活動検討委員会では、現在、検討結果のとりまとめを行っているところですが、この中から美術館活動の基本方針の部分を選抜して添付しております。

それでは、資料の1、2ページをご覧ください。見開きの左ページに条例の素案を、右ページにその説明を記載しておりますので、左右を対照しながらご覧いただきたいと存じます。

第1の設置、第2の位置及び名称につきましては、変更ございません。第3、休館日及び開館時間等をご覧ください。駐車場や屋上広場、美術館棟の周囲の芝生広場などは、年中無休でご利用いただけます。美術館棟については、前回までは、年末年始及び毎週月曜日を休館としておりましたが、改めて検討した結果、年末年始及び月1回、第1月曜日の休館といたしました。せっかく来てくださるお客様をいつでも迎えられるよう、また、現在、市全体で取り組んでおります、交流都市推進の考えでも、一つ一つの観光拠点が点在するのではなく、観光拠点同士を線で結ぶ、面として捕らえて、交通事業者や旅行者などとのタイアップも視野にしていることから、できるだけ休館しない、という考えといたしました。また、閉館時間についても、サマータイムを取り入れ、10月から翌年の5月までは閉館を午後6時としますが、日の長い6月から9月までは、閉館を1時間延長し、午後7時までとしました。ゴールデンウィークとサマータイム期間の6月から9月までの土曜日は閉館を午後8時とすることは前回同様です。屋上広場についても、開場時間を1時間早め、午前9時から開場とし、美術館棟の開館前からご利用いただけるように変更しました。

次の変更点は、第4、美術作品等の観覧であります。前回は「観覧等の許可」という項目でしたが、「許可」はいかにも高圧的で、お客様をお迎えするという姿勢が感じられないと考え、表題を変えて、観覧料を納付していただく規定と

減免などの規定にいたしました。観覧料は、前回と同様でございます。常設展は、大人 300 円、企画展は、1,500 円以内としますが、企画展の平均的な料金は 800 円から 900 円程度になると想定しております。参考までに他の美術館の例をご紹介しますと、常設展では、横浜美術館は 500 円、平塚市美術館は 200 円、金沢 21 世紀美術館は 350 円となっております。また、企画展では、葉山の県立近代美術館で、昨年開催した片岡球子展は 900 円、横浜美術館で一昨年の東山魁夷展は 1,300 円、一昨年、国立西洋美術館のマティス展が 1,300 円、昨年、横浜美術館のルーブル展が 1,500 円、今年、東京都美術館のプラド美術展が 1,500 円となっております。なお、子供たちに気軽に来てもらえるように中学生以下は全員を常設展、企画展とも無料としていましたが、高校生についても市内在住か在学の高校生は無料といたしました。また、障害者の方も無料といたします。このほか福祉や学校教育との連携する観点から、障害者の付添の方 1 名の無料、教育活動で観覧する場合の引率教師の無料など、減免措置をいたします。

次に、第 5、駐車場の使用につきましても、前回は許可を受けるとしていたところを、使用料を納付するということと、減免を設けるという規定に変更いたしました。因みに、料金は、普通自動車は 1 時間 300 円で以降 30 分ごとに 150 円といたしますが、長時間の利用を考慮し、1,500 円を上限額といたします。オートバイは 1 回 200 円、バスは 1 回 1,500 円といたします。自転車は、無料の駐輪場を利用させていただきます。なお、展覧会の観覧者などには 1 時間無料とすることやワークショップ参加者などには参加時間を無料とするなど駐車料金の減免をいたします。

次に、第 6、美術作品の特別利用ですが、特別利用とは、模写や撮影などを行うことで、前回は、特別利用する際には必ず許可が必要としていたところを、業務や営利目的のために美術作品を模写・撮影する場合のみ許可を必要とし、この場合、2,000 円程度の料金をいただくことと変更いたしました。この料金は他の美術館の料金を参考にしております。

第 7、観覧料等の還付、第 8、禁止行為等については変更ございません。なお、前回は、この後に、損害賠償の規定がありましたが、パブリック・コメントの意見もあり、他の美術館条例などを参考に検討しました結果、条例に規定しないことといたしました。

最後に、第 9、条例の施行日等ですがこれも変更ございません。

以上で、美術館の設置に関する条例素案の変更点についての説明をおわります。

次に、条例素案の後ろに添付した参考資料について簡単にご説明させていただきます。1 頁は、パブリック・コメント手続きで市民からいただいたご意見

を掲載しております。パブリック・コメント手続きは、3月10日から30日までの期間に実施し、現在、ご意見に対する市の考え方などを整理しているところで、今後、公表の手続きをいたしますが、本日は、いただいたご意見のみ、ご報告させていただきます。

2頁には、美術館活動検討委員会からいただいたご意見を記載いたしております。美術館活動検討委員会とは、教育普及活動を活発化させ、多くの市民に親しんでいただくための指針づくりを目指した委員会で、市民公募委員を含めた9名の委員により、昨年度6回委員会を開催しました。3頁から8頁までは、美術館活動検討委員会が3月まで進めてきた検討結果から、基本方針となる部分を抜粋して記載いたしました。検討課題を5つに分け、〈知的好奇心の育成と充足〉〈福祉活動の展開〉〈学校との連携〉〈市民との協働〉〈子供たちへの美術館教育〉について、これらを具体的に実践させていく方策を検討いたしました。この検討結果は報告書として、今月の下旬くらいに仕上がると思いますので、その時点で皆様にもお渡しできると考えております。

もう一つ報告を追加させていただきます。資料を用意しておりませんが、美術館のレストラン事業者が決まりました。美術館のレストラン事業者については、昨年12月から選考委員会を開催し、募集、審査を行ってきましたが、このたび出店について決定いたしましたので、ご報告いたします。事業者名は、『有限会社オフィス Y.H』といいまして、代表店舗は、渋谷区広尾にあります。『リストランテ アクアパッツア』というイタリアンレストランです。オーナーシェフの日高良実さんは、日本のイタリアンシェフでは著名な方です。広尾のほか、静岡県沼津の近くにあるクレマチスの丘のビュッフェ美術館に系列店が2店舗あります。また、広島、青山にも系列店があります。現在、レストラン部分の客席や厨房の機器・設備等について、現場と打合せを進めております。また美術館活動と共同した事業展開についても検討をはじめており、レストランと美術館が一体なった事業を行なうことで、集客効果も期待できることと思います。なお、事業者の選考にあたり出光教育委員には、選考委員としてお力添えいただきました。改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上で報告を終わります。

委員長 質問はなく、次の報告事項を聴取することを宣言

「次期図書館システムの選定について」

(中央図書館長)

「次期図書館システムの選定について」ご報告いたします。まず、「図書館シ

システムについて」ご説明いたしますので、本日配布させていただきました、資料をご覧ください。1の図書館システムの機能についてですが、これは図書館で所蔵する資料の登録、検索、予約、貸出状況、利用者の登録等をするものであり、これの運用により利用者に色々なサービスができます。次のページの絵をご覧ください。利用者が検索や予約をする場合、左下の絵にありますように中央、児童、南、北の4つの図書館の利用者端末、また、絵の右上にありますように田浦、逸見、衣笠、大津、浦賀、北下浦、西の公民館、生涯学習センター、武山地域自治活動センターの9つのサテライト館の端末、ファミリーマート横須賀長井店のインターネット、さらに左上の自宅等のインターネットやiモードで行うことができます。本を予約し、受取場所を指定すれば何処の図書館、サテライト館、ファミリーマートや宅配便で貸出を受けることができますし、また、返却は、これらに加え、右下記載の駅の返却ポストでも返却できます。

報告事項に戻りたいと思います。資料「次期図書館システムの選定について」をご覧ください。1の経緯ですが、平成18年12月をもって、5年のリース期間を満了するため、7人を構成委員とした「次期図書館システム選定委員会」を設置し、平成18年3月23日にSV事業者を選定いたしました。2の選定ですが、(1)の方法の①の評価点(全体)の考え方に記載の通り、価格点1,000点及び技術点1,000点の合計2,000点で評価しました。

2頁をお開きください。②の価格点につきましては、基準点500点とし、価格によって500点まで、加点することとしました。③の技術点につきましては、基準点500点にオプション機能400点に課題提案、自由提案をそれぞれ50点とし、内容を評価し加点することとしました。(2)の経過の通り、6社から参加申込があり、参加辞退が1社及び遅参失格が1社あり、残り4社で選定した結果、日本電気(株)が、委員7人の合計点が、13,643点と一番高い得点でしたので、同社を選定いたしました。

3の決定事項の機種名については、「リックス・ウェブ」であります。

4の改善点については、「館内のオパックで、漢字検索ができる」等でありませぬ。

5の今後の予定については、平成18年12月までに次期図書館システム及びネットワークの設計・設置を行い、平成19年1月から供用開始の予定であります。なお、旧システムからの切り替えを年末年始に実施し、切替えのための休館日を設けない予定であります。

以上報告いたします。よろしく願いいたします。

委員長 質問はなく、以降秘密会となる前に委員から質問等の有無の確認を

行う。

(齋藤委員長)

昨今の横須賀市の義務教育における就学援助の状況はいかかなものか。

(学校教育課長)

昨年の状況で、小学校と中学校を合わせ 4,212 件で、児童・生徒全体のおおよそ 12%を占めている。

(齋藤委員長)

件数は伸びているのか。

(学校教育課長)

年度別の件数では、小学校と中学校を合わせ、14年度が 3,305 件、15年度が 3,553 件、16年度が 3,944 件、17年 4,212 件であり増加傾向にある。

他に質問等はなく、以後の日程第 2 および日程第 3、日程第 4 の人事案件の秘密会となることを宣言。

関係理事者以外の退席を求めた

(秘 密 会)

6 閉会及び散会の日時

平成 18 年 4 月 21 日 (金) 午前 11 時 00 分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤道子